

山梨県公報

号外第四十二号

平成二十八年

六月三十日

木曜日

目次

条 例

- 山梨県議会議員及び山梨県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例……………二
- 山梨県個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例……………三
- 山梨県県税条例及び山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例……………四
- 山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………五
- 山梨県認定こども園の認定に係る要件を定める条例の一部を改正する条例……………六
- 山梨県幼児連携携型認定こども園に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………七
- 山梨県旅館業法施行条例の一部を改正する条例……………七
- 専門学校山梨県立農業大学校設置及び管理条例及び専門学校山梨県立農業大学校授業料及び入学検定料条例の一部を改正する条例……………八

条例のあらまし

○ 山梨県議会議員及び山梨県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例(条例第三十九号)(市町村課)

- 1 公職選挙法施行令の一部改正に鑑み、選挙運動用自動車の使用、ビラの作成及びポスターの作成の公費負担の限度額を改めることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○ 山梨県個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例(条例第四十号)(情報政策課)

- 1 県民の利便性の向上及び行政事務の効率化を図るため、次の改正を行うこととした。
 - (一) 条例の題名を「山梨県個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例」に改める。
 - (二) 県の執行機関は、次の五事務を処理するために必要な限度で、個人番号を利用することができること等を規定する。

(1) 生活に困窮する外国人に対する保護に関する事務

- (2) 特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務
- (3) 母子家庭の母又は父子家庭の父に対する生活の安定に資する資格の取得を促進するための給付金の支給に関する事務

- (4) 私立高校等における奨学のための給付金の支給に関する事務
- (5) 県立高校等における奨学のための給付金の支給に関する事務

(三) 生活に困窮する外国人に対する保護に関する事務を処理するために、県の執行機関は、県の他の執行機関が保有する特定個人情報の提供を求めることができることを規定する。

2 この条例は、一部の規定を除き、平成二十八年十月一日から施行することとした。

○ 山梨県県税条例及び山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例(条例第四十一号)(税務課)

1 地方税法等の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。

(一) 法人県民税法人税割の税率を次のとおり引き下げる。

- (1) 本則税率 三・二パーセント ↓ 一・〇パーセント
- (2) 超過税率 四・〇パーセント ↓ 一・八パーセント

(二) 地方法人特別税の廃止に伴い、地方法人特別税相当分について法人事業税の税率を引き上げる。

2 この条例は、一部の規定を除き、平成二十九年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(条例第四十二号)(子育て支援課)

1 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、次の改正を行うこととした。

(一) 特別避難階段に係る規制を緩和し、付室を通じた避難階段への火煙の流入を有効に防止できるものとして国土交通大臣の認定等を受けたものであれば、特別避難階段として認めることとする。

(二) 保育士を最低二人配置する要件について、朝夕等の児童が少数である時間帯に限り、保育士一人に代えて、保育士資格を有しない一定の者(知事が認める者)を活用できることとする。

(三) 保育士と類似職種である幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭を、一定の範囲内で保育士に代えて活用できることとする。

(四) 八時間を超える延長保育を実施している場合、保育士資格を有しない一定の者(知事が認める者)を活用できることとする。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○ 山梨県認定こども園の認定に係る要件を定める条例の一部を改正する条例（条例第四十三号）（子育て支援課）

1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定により定められる施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、次の改正を行うこととした。

(一) 保育士又は幼稚園教諭（保育士等）を最低二人配置する要件について、朝夕等の児童が少数である時間帯に限り、保育士等一人に代えて、保育士等の資格を有しない一定の者（知事が認める者）を活用できることとする。

(二) 保育士等と類似職種である小学校教諭及び養護教諭について、一定の範囲内で保育士等の職員に代えて活用できることとする。

(三) 八時間を超える延長保育を実施している場合、保育士等の資格を有しない一定の者（知事が認める者）を活用できることとする。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○ 山梨県幼保連携型認定こども園に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第四十四号）（子育て支援課）

1 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、次の改正を行うこととした。

(一) 保育教諭を最低二人配置する要件について、朝夕等の児童が少数である時間帯に限り、保育教諭一人に代えて、保育教諭の資格を有しない一定の者（知事が認める者）を活用できることとする。

(二) 保育教諭と類似職種である小学校教諭及び養護教諭について、一定の範囲内で保育教諭の職員に代えて活用できることとする。

(三) 八時間を超える延長保育を実施している場合、保育教諭の資格を有しない一定の者（知事が認める者）を活用できることとする。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○ 山梨県旅館業法施行条例の一部を改正する条例（条例第四十五号）（衛生薬務課）

1 旅館業法施行令等の一部改正に鑑み、次の改正を行うこととした。

(一) 延床面積三十三平方メートル未満の簡易宿所営業の施設の構造設備の基準
一 客室の床面積を三・三平方メートル以上とする。

(二) 延床面積三十三平方メートル未満の簡易宿所営業の施設の衛生措置の基準
一 客室の収容定員を床面積三・三平方メートル以上について一人とする。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○ 専門学校山梨県立農業大学校設置及び管理条例及び専門学校山梨県立農業大学校授業料及び入学検定料条例の一部を改正する条例（条例第四十六号）（教育庁総務課）

1 農業大学校における受益者負担の適正化を図るため、次の改正を行うこととした。

(一) 専門学校山梨県立農業大学校設置及び管理条例の一部改正
入学料に関する規定を追加する。

(二) 専門学校山梨県立農業大学校授業料及び入学検定料条例の一部改正
1 条例の題名を「専門学校山梨県立農業大学校授業料、入学料及び入学検定料条例」に改める。

2 入学料は、高等学校の全日制の課程の入学料と同額（五、六五〇円）とし、入学を許可するときに徴収することとする。

3 既に徴収した入学料は返還しないこととする。

2 この条例は、平成二十九年四月一日から施行することとした。

条 例

山梨県議会議員及び山梨県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十八年六月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第三十九号

山梨県議会議員及び山梨県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

山梨県議会議員及び山梨県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成六年山梨県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号イ中「一万五千三百円」を「一万五千八百円」に改め、同号ロ中「七千三百五十円」を「七千五百六十円」に改める。

第八条第一号中「七円三十銭」を「七円五十一銭」に改め、同条第二号中「四円八十八銭」を「五円二銭」に、「三十六万五千円」を「三十七万五千五百円」に改める。

第十一条第一号中「五百十円四十八銭」を「五百二十五円六銭」に、「三十万八千七百五十円」に、「五十五万七千七百十五円」を「五十七万三千三百円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。
（経過措置）

2 この条例による改正後の山梨県議会議員及び山梨県知事の選挙における選挙運動の

公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

山梨県個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年六月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第四十号

山梨県個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

山梨県個人番号の利用に関する条例（平成二十七年山梨県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山梨県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

第一条中「基づき、個人番号の利用」を「よる個人番号の利用及び法第十九条第十号の規定による特定個人情報の提供」に改める。

第四条第一項中「県」を「別表第一の上欄に掲げる県の執行機関が行う同表の下欄に掲げる事務及び県」に改め、同条第二項中「前項に規定する」を「法別表第二の第二欄に掲げる」に、「法別表第二」を「同表」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 別表第二の上欄に掲げる県の執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の下欄に掲げる特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

第四条に次の一項を加える。

4 第二項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

第四条の次に次の二条を加える。

（特定個人情報の提供）

第五条 法第十九条第十号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第三の第一欄に掲げる県の執行機関（同表において「情報照会機関」という。）が、同表の第三欄に掲げる県の執行機関（同表において「情報提供機関」という。）に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特

定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第三欄に掲げる県の執行機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があつた場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

（規則への委任）

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則ただし書中「第四条第二項ただし書」を「第四条第三項ただし書」に改める。附則の次に別表として次の三表を加える。

別表第一（第四条関係）

執行機関	事務
一 知事	生活に困窮する外国人に対する保護に関する事務（次表の一項及び別表第三において「外国人生活保護実施事務」という。）であつて規則で定めるもの
二 教育委員会	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）によるものを除く。）であつて規則で定めるもの
三 知事	母子家庭の母又は父子家庭の父に対する生活の安定に資する資格の取得を促進するための給付金（次表の一項、二の項及び六の項において「山梨県国家資格等取得応援給付金」という。）の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
四 知事	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条に規定する高等学校等（五の項並びに次表の七の項及び八の項において「高等学校等」という。）であつて私立のものにおける奨学のための給付金の支給に関する事務（次表の三の項において「私立高等学校等奨学給付金支給事務」という。）のうち規則で定めるもの
五 教育委員会	高等学校等（私立のものを除く。）における奨学のための給付

金の支給に関する事務（次表の四の項において「奨学給付金支給事務」という。）であつて規則で定めるもの

別表第二（第四条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
一 知事	外国人生活保護実施事務であつて規則で定めるもの	法別表第二の二十六の項の第四欄に掲げる特定個人情報
二 知事	山梨県国家資格等取得応援給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	法別表第二の六十五の項の第四欄に掲げる特定個人情報
三 知事	私立高等学校等奨学給付金支給事務であつて規則で定めるもの	法別表第二の百十三の項の第四欄に掲げる特定個人情報
四 教育委員会	奨学給付金支給事務であつて規則で定めるもの	法別表第二の百十三の項の第四欄に掲げる特定個人情報
五 知事	法別表第二の第二欄に掲げる事務（当該事務の区分に対応する同表の第四欄に掲げる特定個人情報に生活保護関係情報（同表の九の項に規定する生活保護関係情報をいう。）を含むものに限る。）	生活に困窮する外国人に対する保護に関する情報であつて規則で定めるもの

六 知事
法別表第二の二十六の項の第二欄に掲げる事務
山梨県国家資格等取得応援給付金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの

七 知事
法別表第二の百十三の項の第二欄に掲げる事務
私立の高等学校等における奨学のための給付金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの

八 教育委員会
法別表第二の百十三の項の第二欄に掲げる事務
高等学校等（私立のものを除く。）における奨学のための給付金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの

別表第三（第五条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
知事	外国人生活保護実施事務であつて規則で定めるもの	教育委員会	法別表第二の二十六の項の第四欄に掲げる特定個人情報

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年十月一日から施行する。ただし、第四条第一項の次に一項を加える改正規定中ただし書に係る部分は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日の前日までの間におけるこの条例による改正後の第一条及び第五条第一項の規定の適用については、これらの規定中「第十九条第十号」とあるのは、「第十九条第九号」とする。

山梨県県税条例及び山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の

一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年六月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第四十一号

山梨県県税条例及び山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

(山梨県県税条例の一部改正)

第一条 山梨県県税条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第二十九条中「百分の三・二」を「百分の一」に改める。

第四十六条の二第一号中「、氏名及び個人番号」を「及び氏名」に改める。

附則第六条第一項第二号ハ中「第十条の五の四」を「第十条の五の三」に改める。

附則第十二条の十一中「百分の四」を「百分の一・八」に改める。

附則第十二条の十二第一項中「四分の〇・八」を「一・八分の〇・八」に改める。

附則第十二条の十五の三を削る。

(山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正)

第二条 山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例(平成二十八年

山梨県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「同条第四項第四号」を「同条第四項第五号」に、「第五条第四項第四号」を「第五条第四項第五号」に改める。

第二条中「(同条例附則第十二条の十五の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。)」を削る。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中山梨県県税条例第四十六条の二の改正規定及び第二条中山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例第一条の改正規定 公布の日

二 第一条中山梨県県税条例附則第六条第一項第二号ハの改正規定 平成三十年一月一日

(個人の県民税に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の山梨県県税条例の規定中個人の県民税に関する部分は、平成二十八年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十七年

分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(法人の県民税に関する経過措置)

第三条 第一条の規定による改正後の山梨県県税条例第二十九条並びに附則第十二条の十一及び附則第十二条の十二の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度の法人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

第四条 この条例の施行の日前に開始した事業年度に係る法人の事業税についての第一条の規定による改正前の山梨県県税条例附則第十二条の十五の三及び第二条の規定による改正前の山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例第二条の規定の適用については、なお従前の例による。

2 第一条の規定による改正後の山梨県県税条例第四十六条の二第一号の規定は、附則

第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後に提出する第一条の規定による改正後の山梨県県税条例第四十六条の二に規定する申請書について適用し、同日前に提出した第一条の規定による改正前の山梨県県税条例第四十六条の二に規定する申請書については、なお従前の例による。

山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年六月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第四十二号

山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例(平成二十四年山梨県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

第四十四条第八号口の表中「同条第三項第二号、第三号及び第九号」を「同条第三項第三号、第四号及び第十号」に、「外気に向かって開くことの出来る窓若しくは排煙設備(同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。)」を有する付室」を「付室(階段室が同条第三項第二号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)」に改める。

附則中第十五条を第十九条とし、第十条から第十四条までを四条ずつ繰り下げ、第九条の次に次の四条を加える。

(保育所の職員配置に係る特例)

附則中第十五条を第十九条とし、第十条から第十四条までを四条ずつ繰り下げ、第九

条の次に次の四条を加える。

(保育所の職員配置に係る特例)

附則中第十五条を第十九条とし、第十条から第十四条までを四条ずつ繰り下げ、第九

条の次に次の四条を加える。

(保育所の職員配置に係る特例)

附則中第十五条を第十九条とし、第十条から第十四条までを四条ずつ繰り下げ、第九

条の次に次の四条を加える。

(保育所の職員配置に係る特例)

附則中第十五条を第十九条とし、第十条から第十四条までを四条ずつ繰り下げ、第九

条の次に次の四条を加える。

(保育所の職員配置に係る特例)

附則中第十五条を第十九条とし、第十条から第十四条までを四条ずつ繰り下げ、第九

条の次に次の四条を加える。

(保育所の職員配置に係る特例)

附則中第十五条を第十九条とし、第十条から第十四条までを四条ずつ繰り下げ、第九

条の次に次の四条を加える。

(保育所の職員配置に係る特例)

附則中第十五条を第十九条とし、第十条から第十四条までを四条ずつ繰り下げ、第九

条の次に次の四条を加える。

(保育所の職員配置に係る特例)

第十条 第四十六条第二項ただし書の規定は、当分の間、適用しないことができる。この場合において、同項本文の規定により必要な保育士が一人となるときは、当該保育士に加えて、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。

第十一条 第四十六条第二項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を保育士とみなすことができる。

第十二条 第四十六条第二項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、一日につき八時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲内で保育士とみなすことができる。

第十三条 前二条の規定を適用するときは、保育士（法第十八条の十八第一項の登録を受けた者をいい、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成十年厚生省令第五十一号）附則第二項又は前二条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前二条の規定の適用がないとした場合において第四十六条第二項の規定により算定されるものをいう。）の三分の二以上、置かなければならない。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県認定こども園の認定に係る要件を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年六月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第四十三号

山梨県認定こども園の認定に係る要件を定める条例の一部を改正する条例

山梨県認定こども園の認定に係る要件を定める条例（平成十八年山梨県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項及び第三項中「この条において」を削る。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の五項を加える。

（認定こども園の職員資格に関する特例）

2 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第三条第二項本文の規定により認定こども園に置かなければならない職員の数が一人となる場合には、当分の間、第四条第二項、第三項及び第五項の規定にかかわらず、第三条第二項の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち一人は、知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者にするることができる。

3 第四条第二項及び第五項（同項ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状（教育職員免許法第四条第二項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第六項において同じ。）を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第六項において同じ。）をもって代えることができる。

4 第四条第三項の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

5 一日につき八時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第四条第二項、第三項及び第五項の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲内で、知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

6 次の表の上欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の下欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の下欄に掲げる者の総数は、第三条第二項の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の三分の一を超えてはならない。

附則第三項	第四条第二項及び第五項（同項ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者
-------	--	-------------------------------------

附則第四項	第四条第三項の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者	小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者
附則第五項	第四条第二項、第三項及び第五項の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者	知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者

附則
この条例は、公布の日から施行する。

山梨県幼保連携型認定こども園に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年六月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第四十四号

山梨県幼保連携型認定こども園に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（山梨県幼保連携型認定こども園に関する基準を定める条例（平成二十六年山梨県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。）

第五条第三項の表備考第一号中「。以下この号」の下に「及び附則第六条」を加える。附則に次の四条を加える。

（幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例）

第五条 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第五条第三項本文の規定により必要となる園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）の数が一人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない職員のうち一人は、同項の表備考第一号の規定にかかわらず、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者として認めることができる。

第六条 第五条第三項の表備考第一号に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第七条 一日につき八時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に應じて置かなければならない職員の数を超える場合における第五条第三項の表備考第一号に定める者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に應じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲内で、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第八条 前二条の規定により第五条第三項の表備考第一号に定める者を小学校教諭等免許状所持者又は知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の三分の一を超えてはならない。

附則
この条例は、公布の日から施行する。

山梨県旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年六月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第四十五号

山梨県旅館業法施行条例の一部を改正する条例

山梨県旅館業法施行条例（昭和三十三年山梨県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号イ中「すべて」を「全て」に改め、同条第二項中「配せん室」を「配膳室」に改め、同条第三項第一号中「七平方メートル」の下に「（法第三条第一項の許可の申請に当たつて客室の延床面積を三十三平方メートル未満とする場合にあつては、三・三平方メートル）」を加える。

第五条第一項中「の各号」を削り、同項第二号口を次のように改める。

口 調理場及び配膳室 五十ルツクス以上

第五条第一項第四号口を次のように改める。

口 簡易宿所営業（法第三条第一項の許可の申請に当たつて客室の延床面積を三十

三平方メートル未満とするものに限る。）

客室の床面積三・三平方メートル以上について 一人

第五条第一項第四号に次のように加える。

ハ 簡易宿所営業（口に掲げるものを除く。）

客室の有効面積一・六平方メートル以上について 一人

第五条第一項第五号中「みやすい」を「見やすい」に、「のせん」を「の栓」に、「元せん」を「元栓」に改め、同項第七号イ中「ふとん及びまくら」を「布団及び枕」に、「ふとんえり及びまくらのおい」を「布団襟及び枕覆い」に改め、同号ロ中「ふとんえり、まくらのおい」を「布団襟、枕覆い」に、「洗たく」を「洗濯」に改め、同項第八号中「湯そう」を「浴槽」に改め、同項第十号中「ふた」を「蓋」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

専門学校山梨県立農業大学校設置及び管理条例及び専門学校山梨県立農業大学校授業料及び入学検定料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年六月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第四十六号

専門学校山梨県立農業大学校設置及び管理条例及び専門学校山梨県立農業大学校授業料及び入学検定料条例の一部を改正する条例

(専門学校山梨県立農業大学校設置及び管理条例の一部改正)

第一条 専門学校山梨県立農業大学校設置及び管理条例(平成十九年山梨県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第五条中「授業料」の下に「、入学料」を加える。

(専門学校山梨県立農業大学校授業料及び入学検定料条例の一部改正)

第二条 専門学校山梨県立農業大学校授業料及び入学検定料条例(平成十九年山梨県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

題名及び第一条中「授業料」の下に「、入学料」を加える。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とする。

第四条中「授業料」の下に「、入学料」を加え、同条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

(入学料)

第三条 入学料の額は、山梨県立学校授業料、入学料及び入学審査料条例第二条の第二項の表に規定する高等学校の全日制の課程の入学料の額と同額とする。

2 入学料は、入学を許可するときに徴収する。

附則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。